

第二次一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

第3期（令和3年度～令和5年度）

【令和2年度改訂版】

～持続可能な循環型社会をめざして～

塩 尻 市

目 次

第1章 計画の基本的事項

1	計画見直しの背景	2
2	計画の位置づけ	3
3	計画の期間	4
4	計画見直しの考え方	4
5	将来人口	4
6	ごみ発生量の実績と予測	5
7	計画の進行管理	5
8	計画の推進体制	5

第2章 施策の展開

1	基本理念	7
2	基本方針	7
3	ごみ処理の流れ	8
4	ごみの分別と処理方法	9
5	数値目標及び第1・2期計画における取り組み状況	10
6	第3期計画に向けての課題	11
7	数値目標の見直し	11
8	各基本計画に基づく取り組み内容	12
9	市民、事業者、市の役割分担	13
10	施策と主な取り組み	
	(1) 基本方針1 環境教育の推進	14
	(2) 基本方針2 協働による資源循環型社会の構築	15
	(3) 基本方針3 安全で安心な廃棄物適正処理の推進	17
11	施設整備等に関わるスケジュール（予定）	19
	資料	20

第 1 章

計画の基本的事項

1 計画見直しの背景

平成 26 年度に策定した「第二次塩尻市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」は、平成 27 年度から平成 29 年度までを「第 1 期計画期間」、平成 30 年度から令和 2 年度までを「第 2 期計画期間」、令和 3 年度から令和 5 年度までを「第 3 期計画期間」として策定し、市民・事業者・市が連携・協働し、循環型社会の形成に向けてさまざまな取り組みを進めてまいりました。

この間においても、地球温暖化問題や、廃棄物に関する世界規模の環境問題が深刻化するとともに、国内でも廃棄物の発生抑制や食品ロスの削減、再使用の推進、温室効果ガス排出量の更なる削減など、多くの課題への取り組みが求められています。また、近年の異常気象等による大規模災害では、早期の復旧・復興のため、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理が求められています。

本市が、今後さらに、住みよい持続可能な地域を形成し、豊かさを感じられる生活環境を育むとともに今後の気候変動等に対応できるごみ処理体制を構築するため、ごみの排出抑制、廃棄物の適正処分や 3 R（リデュース・リユース・リサイクル）などの適正で効率的な一般廃棄物の処理を進めることが必要です。

今回の見直しでは、市の上位計画である「塩尻市総合計画」、「第二次塩尻市環境基本計画」の見直しに関連しつつ、第二次一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の第 2 期計画までの取り組み課題の検証を行い、地球温暖化や社会情勢の変化を踏まえながら、長期的・広域的な視点のもと、本計画の最終年度である令和 5 年度における達成目標値に向け、第 3 期計画期間（令和 3 年度～令和 5 年度）の見直しを行いました。

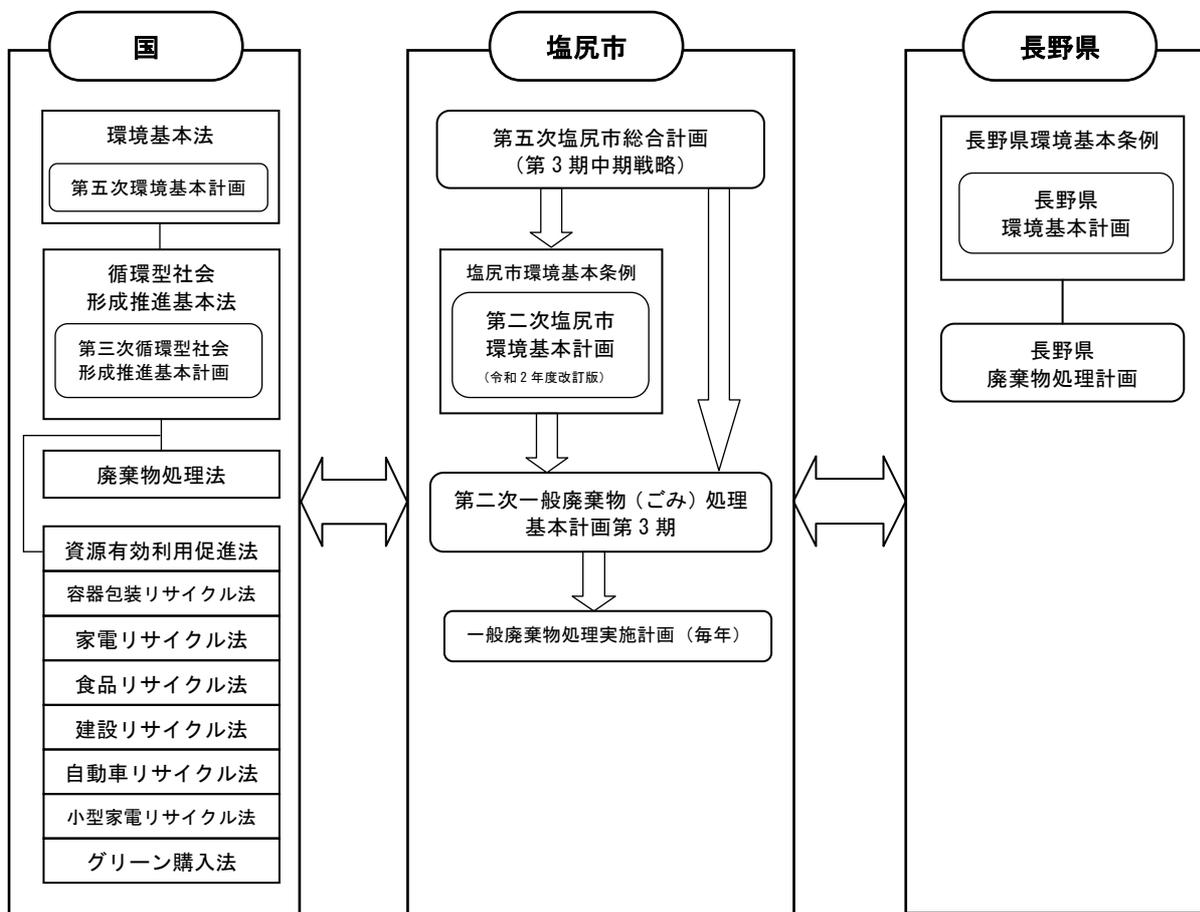
2 計画の位置づけ

我が国における環境政策の基本的な考え方は、環境基本法で定められています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項では、市町村が一般廃棄物処理基本計画を定めることを義務づけており、「第二次一般廃棄物（ごみ）処理基本計画第3期」は、同法施行規則第1条の3に定める基本計画に該当する法定計画です。

この計画は、国の「第五次環境基本計画」、「第四次循環型社会形成推進基本計画」及び廃棄物処理を定めた各種法規則に加え、県の「長野県廃棄物処理計画（第4期）」等と整合を図って策定しました。

また、市の「第五次塩尻市総合計画」、「第二次塩尻市環境基本計画」である上位計画の見直しに合わせ見直しました。



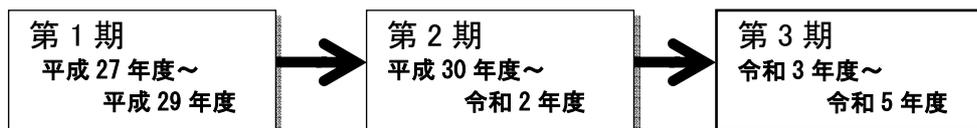
図表1 計画の位置づけ

3 計画の期間

「第二次一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の期間は、「第五次塩尻市総合計画」、「第二次塩尻市環境基本計画」と整合性を図り一体的な進捗管理を行うため、計画期間内に回の見直しを行い、令和5年度が本計画の最終目標年度となります。

第3期計画見直しについては、令和3年度から令和5年度までの3年間となります。

計画目標年度 令和5年度



図表2 計画の期間

4 計画見直しの考え方

「第二次塩尻市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の見直しにあたっては、「第五次塩尻市総合計画」が目指す都市像「確かな暮らし未来につなぐ田園都市」の実現に向け、「第二次塩尻市環境基本計画」が目指す「資源を有効に活用するまちをつくる」と言う、現計画で示された基本理念及び基本方針は、長期的な目標であるため継承しました。その上で、計画の継続状況や市民ニーズ、社会情勢の変化を踏まえ、これまでの取り組みと課題等を整理し、当初計画の施策及び目標値の見直しを行いました。

5 将来人口

人口は、平成12年度の62,355人から平成16年度まで自然増加を続け、平成17年度に檜川村との合併により68,817人となりましたが、その後は減少傾向を示しています。

将来人口は、第五次塩尻市総合計画基本構想による令和5年度の目標人口を、65,000人以上と設定しており、この人口を採用しています。

(単位：人)

区分	実績							将来	
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和5年度	
	当初基準年度				第1期最終年度			目標年度	
人口	67,947	67,762	67,604	67,522	67,560	67,399	67,207	65,010	

※ 実績人口は、当該年の10月1日住民基本台帳の人口

図表3 将来人口予測表

6 ごみ発生量の実績と予測

将来人口の予測を踏まえた上、現状のままごみ量が推移した場合の推計量から本計画で策定した施策を展開した場合の減少量を考慮すると、令和5年度のごみ排出量は18,876トンになると予測され、平成25年度と比較して、11%の削減となります。

(単位：t/年)

区 分		実 績			予 測
		当初 基準年度	第1期 最終年度	第2期 中間年度	最終目標年度
		平成25年度	平成29年度	令和元年度	令和5年度
家庭系	資源ごみ	5,522	4,381	4,066	4,321
	もえるごみ	8,550	7,981	8,111	7,475
	その他 (不燃物・埋立ごみ等)	217	184	213	165
	小 計	14,289	12,546	12,390	11,961
事業系		6,927	7,162	7,220	6,915
合 計		21,216	19,708	19,610	18,876

図表4 ごみ排出量予測

7 計画の進行管理

本計画は、計画の策定（P l a n）、施策の実行（D o）、評価（C h e c k）、見直し（A c t）のP D C Aサイクルにより、継続的に計画の点検、見直し、評価を行います。

8 計画の推進体制

本計画で示した各種の取り組みについては、市民、事業者、市の各主体が連携して進める必要があります。本計画の進行管理についても、環境審議会に対し、取り組み状況等の報告を行い、環境審議会は取り組みに対する提言を行います。

第2章

施策の展開

1 基本理念

すべての市民・事業者・市の役割分担と協働の取り組みにより、豊かさを実感し、快適で住みよい持続可能な循環型社会を実現することを基本理念とします。

「循環型社会」 資源を有効に活用するまちをつくる

豊かな自然環境と、これまで築き上げられてきた暮らしやすい田園都市を未来につなげるためには、私たち一人ひとりがライフスタイルを見直し、資源を大切にし、化石燃料等のエネルギー消費の抑制や転換を進めることが必要です。また、「もったいない」を大切にし、廃棄物の発生抑制や再使用、再生利用（3R）を積極的に取り組みを、廃棄物の適正処理を行うなど、資源循環を進め、地球環境や自然環境への負荷を低減することが求められます。

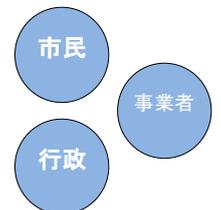
2 基本方針

本計画の基本方針は、「環境教育の推進」と「協働による資源循環型社会の構築」と「安全で安心な廃棄物の適正処理の推進」の3つを掲げます。

基本方針1 環境教育の推進

- 資源循環型社会の構築やごみの適正処理推進に不可欠な知識や見識を深めるため、子どもから高齢者までを対象に、地球温暖化や省エネルギー問題と合わせて、これまでに引き続き継続的な環境教育を進め、習得した内容が実践できる市民を増やし、「知っている」から「している」への転換を図ります。
- 地域や市民団体及びNPOなどによる、身近な実践活動を育てます。

実施主体 協力連携



基本方針2 協働による資源循環型社会の構築

- 物の生産から流通、販売、消費に至る過程において、市民・事業者・市がそれぞれ担うべき役割や責任を明確にし、地球温暖化対策として幅広く「もやす・うめるごみ」を減らし、環境への負荷が少なくなるようリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の「3R」を基調とした資源循環を更に促進します。

実施主体 協力連携



基本方針3 安全で安心な廃棄物の適正処理の推進

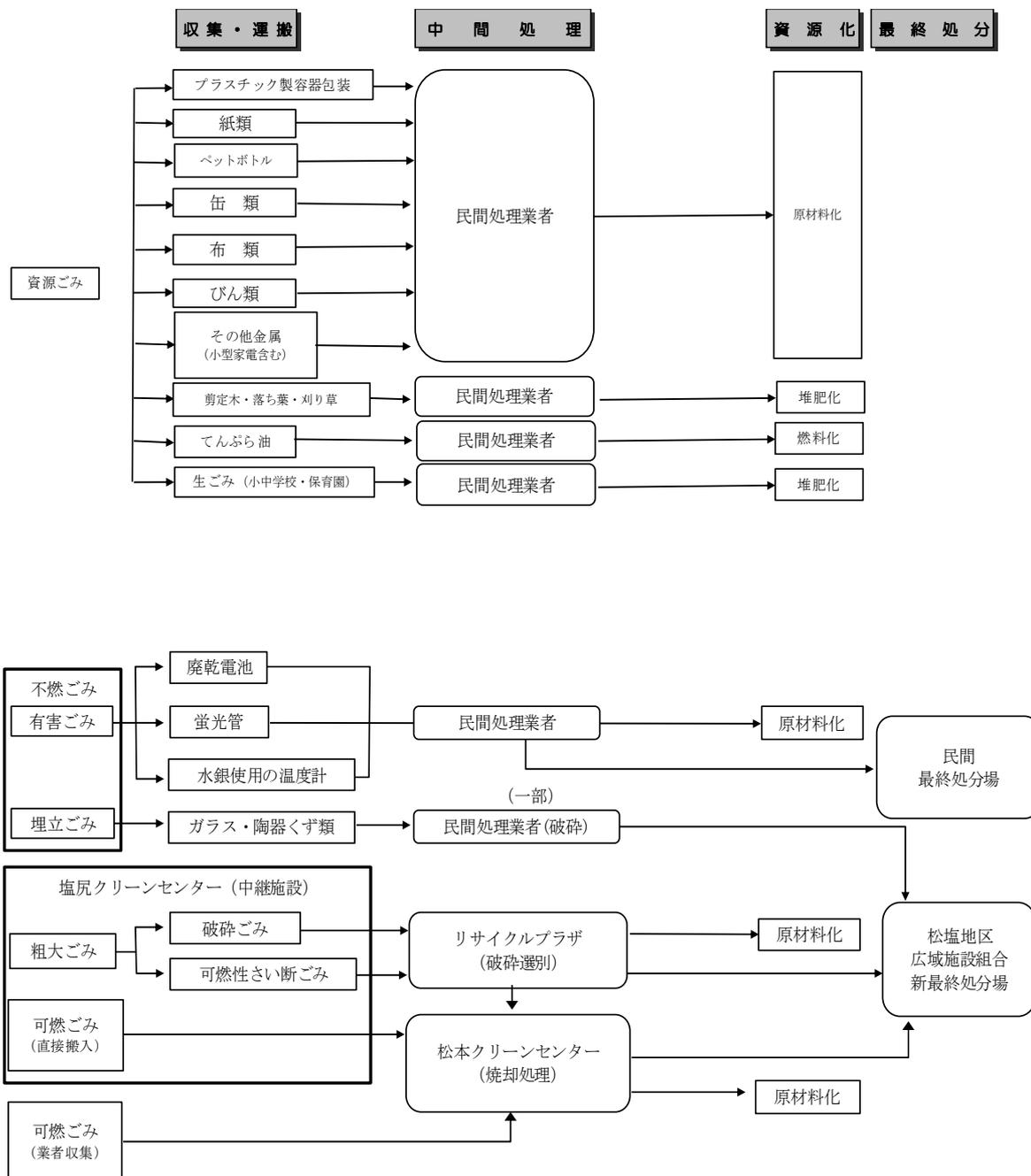
- 松塩地区広域施設組合による可燃ごみの広域・共同処理を機軸に、ライフスタイルの変化や高齢化社会に対応したごみ収集処理体制を確立するとともに、環境への負荷をより低減した再生利用（リサイクル）等は、安全で安心な適正処理を前提に、環境負荷とコストのバランス、費用対効果を考慮して民間活力による処理体制を推進します。
- 最終処分場等施設について、今後の在り方について検討等を進めます。

実施主体 協力連携



3 ごみ処理の流れ

本市における令和2年度のごみ処理の流れは、以下のとおりとなっています。



図表5 ごみ処理フロー (令和2年度の状況)

4 ごみの分別と処理方法

分別区分		処理方法	処分方法	
資源ごみ	プラスチック製容器包装		民間業者に選別、圧縮、梱包処理を委託し、処理後、容リ法指定法人ルートにより資源化	—
	紙類	新聞紙・広告・チラシ	民間業者に資源化を委託	—
		本・雑誌		
		段ボール		
		紙パック		
		その他紙類		
	ペットボトル		民間業者に選別、圧縮、梱包処理を委託し、処理後、容リ法指定法人ルートにより資源化	—
	缶類	アルミ缶	民間業者に資源化を委託	—
		スチール缶		
		その他缶		
	古布・古着類		民間業者に資源化を委託	—
	びん類	無色透明びん	民間業者に資源化を委託	—
		茶色びん		
		緑色びん		
		黒色びん		
その他のびん				
その他金属 (小型家電類含む)		民間業者に破砕、資源化を委託	—	
せん定木・落ち葉・刈り草		民間業者に資源化を委託	—	
てんぷら油		民間業者に燃料化を委託	—	
生ごみ (小中学校・保育園)		民間業者に資源化を委託	—	
可燃ごみ		松本クリーンセンターで焼却処理	焼却残さは最終処分場で処分するほか、一部を民間業者に資源化委託	
不燃ごみ	埋立ごみ	ガラス、陶器くず類	民間業者に破砕、選別を委託	可燃残さは松本クリーンセンター焼却、不燃残さは最終処分場で埋立処分
	有害ごみ	廃乾電池は、民間業者に資源化を委託	—	
		蛍光灯は、民間業者に破砕、選別、資源化、埋立を委託	—	
粗大ごみ	可燃性さい断ごみ	民間業者に破砕を委託	松本クリーンセンターで焼却	
	破砕ごみ	松本クリーンセンター リサイクルプラザで破砕し金属類を資源化処理後焼却	—	

図表6 ごみの分別収集区分と処理・処分方法 (令和2年度)

5 数値目標及び第1・2期計画における取り組み状況

第2期の数値目標達成状況は、次のとおりです。

なお、本計画の第2期の最終年度が令和2年度であるため、中間年度の令和元年度の状況を直近の実績値とした達成状況となっております。

項目	指標	単位	基準値 (平成25年度)	実績値 (令和元年度)	第2期計画時 目標値 (令和5年度)	達成率 (令和元年度)
減量化 目標	ごみ総排出量	t/年	21,216	19,610	19,294	83.6%
	家庭系もえるごみ量 (市民1人1日当たり)	g/人日	345	330	315	50.0%
	事業系もえるごみ量	t/年	6,927	7,220	6,182	△39.3%
資源化 目標	資源化率	%	26.0	25.4	32.0% 以上	-

図表7 数値目標達成状況表

項目	単位	基準年度	第1期			第2期	
			初年度	中間年度	最終年度	初年度	中間年度
			平成 25年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
ごみ総排出量	t	21,216	20,498	20,068	19,709	19,560	19,610
家庭系 もえるごみ量	t	8,550	8,317	8,119	7,981	7,951	8,111
(1人1日当たり ごみ量)	g/日人	345	337	329	324	323	330
事業系 もえるごみ量	t	6,927	7,039	7,052	7,162	7,192	7,220
資源化率	%	26.0	28.5	27.9	26.8	26.3	25.4

- 古着の拠点回収の実施（平成28年度～）
- 量販店の生ごみ資源化補助の実施（平成28年度～）
- 塩尻クリーンセンター大規模改修（中継施設の新設）（平成29年度）
- 「30・10運動」コースターの配布、ポスター・チラシ作成（平成30年度・令和元年度）
- 塩尻市災害廃棄物処理計画の策定（令和元年度）

図表8 第1・2期計画期間中の取り組み状況表

6 第3期計画に向けての課題

長期的な人口減少傾向に伴い、ごみ総排出量は減少傾向を示すことと推測されますが、分別の徹底により、もえるごみの一層の減量を図る必要があります。

第2期における、中間結果では、ごみ総排出量及び家庭系もえるごみの1人1日あたりごみ量が、令和5年度の目標値に向け順調に減少傾向を示しておりますが、事業系ごみ量が増加の一途を示しており、目標達成が厳しい状況にあります。

この状況を踏まえ、第3期計画では、排出事業者や集合住宅のごみ排出の分別指導や適正な処理・処分を促すとともに、食品ロスの削減のため大型量販店での調理残渣や売れ残りなど多量の生ごみについて、資源化を促します。

また、近年災害時に発生する廃棄物の対策は重要な位置付けとなっており、早期復旧・復興のため、災害廃棄物の処理を適正・迅速に行えるよう災害廃棄物処理計画に基づいた大規模災害への平時の備え、対応が必要です。

現在供用中の最終処分場において、地元合意期間が残り13年であることから、今後の在り方等の検討が必要と考えます。

7 数値目標の見直し

第2期の中間年度までの状況を基に、計画の最終年度である令和5年度の目標数値について次のとおり見直します。

減量化目標のうち事業系もえるごみ量については、平成26年度以降に大型スーパーなどが新規開店し、また、事業系もえるごみとして排出している事業者や集合住宅などが増加したことから増加しており、資源化目標である資源化率は、近年、大型量販店や小売店の一部などで資源ごみの拠点回収を行っていることなどにより、市の収集運搬による資源化量は減少傾向となっており、それぞれ目標値を見直すものです。

項目	指標	単位	基準年度 平成25年度	中間年度 令和元年度	目標年度 令和5年度		備考 (基準年度との比較)
					第2期計画時の目標値	第3期計画時の目標値	
減量化目標	ごみの総排出量	t/年	21,216	19,610	19,294	<u>18,876</u>	11%以上削減
	家庭系もえるごみ量	g/人日	345	330	315	315	8%以上削減
	事業系もえるごみ量	t/年	6,927	7,220	6,182	<u>6,915</u>	基準年度以下に削減
資源化目標	資源化率	%	26.0	25.4	32.0%以上	<u>28.0%</u> 以上	2ポイント以上改善

図表9 目標数値表

8 各基本計画に基づく取り組み内容

第2期の施策及び取り組み内容を検証し、第3期に向けて基本方針に基づく施策及び取組内容を次のとおりとします。

基本方針	施策	主な取組	取組内容	
1 環境教育の推進	1 保育園・小中学校での環境教育・学習の充実	取組1-1	環境教材の配布	
		取組1-2	ごみ処理施設見学会の実施	
	2 市民の環境意識向上	取組2-1	3 R 推進出前講座の実施	
		取組2-2	ごみ分別地区説明会の充実	
2 協働による資源循環型社会の構築	3 焼却・埋め立てとなる家庭系ごみの発生抑制	取組3-1	分別方法等の情報発信	
		取組3-2	生ごみ減量の促進	
		取組3-3	3 R の促進	
		取組3-4	3 ない運動の促進	
	4 焼却となる事業系ごみの発生抑制	取組4-1	情報提供・啓発	
		取組4-2	資源物回収拠点の拡充	
		取組4-3	生ごみ資源化の促進	
		取組4-4	分別指導の実施	
	5 再使用・再生利用の推進	取組5-1	市民による資源物回収の支援	
		取組5-2	焼却灰の再生利用推進	
	3 安全で安心な廃棄物適正処理の推進	6 収集運搬処理体制の充実	取組6-1	効率的な収集方法の検討
			取組6-2	高齢者等の対応の充実
7 連携処理体制の維持		取組7-1	民間処理施設の活用継続	
		取組7-2	広域共同ごみ処理事業の継続	
8 最終処分場の適正管理・確保の検討		取組8-1	最終処分場の適正管理、今後の在り方の検討	
9 災害時における廃棄物処理対応の確保		取組9-1	災害時廃棄物処理対応の確保	
10 廃棄物の不法投棄等の防止		取組10-1	一般廃棄物の不法投棄等の防止対策	

図表10 施策・取組一覧表

9 市民、事業者、市の役割分担

目標を達成するため、市民、事業者、市はそれぞれの立場において、それぞれの役割を果たすことが重要となります。

【市民の役割】

- 1 3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））を心がけ、ごみの分別方法や排出ルールに従ってごみを出します。
- 2 一人ひとりが学習し、生活のなかで少しの配慮や工夫を重ね、学習・実践したことを、次世代に継承していきます。
- 3 食品ロス削減に心がけ、生ごみの発生を抑制します。
- 4 マイバックの活用や簡易包装を選択し、環境負荷の少ない製品を購入します。
- 5 リサイクル活動、分別収集、店頭回収や不用品引取りなど、身近な資源化活動に積極的に参加していきます。

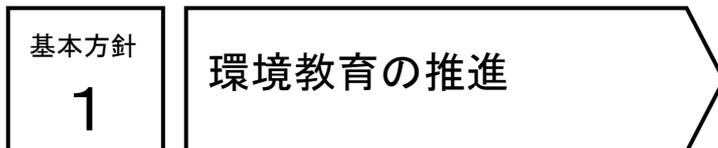
【事業者の役割】

- 1 3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））の実践、廃棄物の適正な分別を行い、廃棄物の発生抑制と資源化に努め、適正な処理をします。
- 2 食品ロス削減に努め、食品廃棄物等の発生抑制と資源化に努めます。
- 3 再使用や資源化を考慮した製品をつくり、簡易包装や容器の回収ルートなど資源化システムの整備をすすめます。
- 4 廃棄物をリサイクルするだけでなく、リサイクル製品を積極的に利用します。
- 5 事業活動を通して、地域の循環型社会の形成に積極的に参画します。再使用や資源化、食品廃棄物の削減等のPRなど、ごみの減量化につながる活動により、社会に貢献します。

【市の役割】

- 1 ごみの発生抑制と適正処理を促進し、資源を有効に利用して循環型社会の形成に向けた事業をすすめます。
- 2 市民や事業者に、環境に関する情報提供や学習機会の創造を推進し、食品ロスの削減等、自発的なごみの発生抑制や資源化活動をしている住民や事業者などを支援し、連携を深めます。
- 3 事業系ごみについて、排出者責任の周知を図り、排出者自らによるごみの排出抑制と資源化を促進します。
- 4 環境マネジメントシステム（EMS）を運用し、グリーン製品の調達、ごみの再生、資源化を中心とした事業活動を強化していきます。
- 5 快適で清潔な地域社会をつくるため、長期的視点に立って、社会の状況変化に対応した効果的なごみ処理体制を整備していきます。

10 施策と主な取り組み



【現状と課題】

保育園、小・中学校において、ISO14001 のマネジメントシステムの中で、ごみの発生抑制やリサイクルについての環境教育が進んでいます。

本市では、子どもから高齢者までを対象に、学びの場の提供として出前講座の開催や、リサイクル施設等の見学を実施していますが、今後も継続的に環境教育を推進しながら、実践、行動する市民を増やす必要があります。

また、自主的にリユースやリサイクルに取り組む市民や団体等への支援の継続が重要です。

施策1 保育園・小中学校での環境教育・学習の充実

取組1-1 環境教材の配布

- ・次代を担う子どもたちを対象とした、ごみ問題に関する環境教材を配布し、リサイクルに関する出前講座を実施します。

取組1-2 ごみ処理施設見学会の実施

- ・松本クリーンセンター、塩尻クリーンセンター、一般廃棄物最終処分場、県内外リサイクル施設などの見学を実施します。

施策2 市民の環境意識向上

取組2-1 3R推進出前講座の実施

- ・市民等を対象としたリユース・リデュース・リサイクルを意識、実践する講座を行うことにより、循環意識の向上を図ります。
- ・分別方法を「単に理解している」から「実践している」への行動転換を図るため、講座受講者等を地域リーダーとして育成・支援します。

取組2-2 ごみ分別地区説明会の充実

- ・自治会、衛生協議会との協働で実施する説明会を地区の要望等により実施し、リサイクル、ごみ分別への市民意識の向上に加え、地球温暖化防止の取り組みを促します。

【現状と課題】

「もえるごみ」の収集量は、家庭系の収集量が有料化の影響と分別の徹底により減少傾向を示しておりますが、事業系の収集量が、事業活動の活発化と集合住宅の増加による家庭系から事業系への移行などにより増加傾向にあります。

「埋め立てごみ」の収集量は、小型家電のリサイクル推進の進展により、減少傾向を示しております。」

「資源物の収集量」は、特に紙類・金属・ペットボトル・剪定木等の分別収集に加え、小・中学校PTA等による集団回収により、増加傾向を示しておりましたが、大型量販店独自の拠点回収の実施等もあり、紙類を中心に減少傾向にあります。

「もえるごみの減量」は、家庭系においては、紙類及びプラスチック製容器包装の分別の徹底強化による資源化の推進と調理残渣の水切りの推進が必要です。また、事業系においては、大規模小売店における調理残渣や廃棄食料品の資源化促進の課題があります。

施策3 焼却・埋め立てとなる家庭系ごみの発生抑制**取組3-1 分別方法等の情報発信**

- ・ごみの分別方法や排出ルールについて、最新の情報をごみ分別アプリ、ホームページ、地区説明会などの様々な媒体を利用して情報提供を継続します。

取組3-2 生ごみ減量の促進

- ・生ごみ排出の減量を図るため、ダンボールコンポスターの普及拡大、水切り運動の促進を継続します。
- ・生ごみの分別・資源化について、研究を進めます。
- ・食品ロス（まだ食べられるのに廃棄されてしまう食品）削減のため、食品の適量購入、適量調理及び適時消費など生ごみの発生抑制を推進します。

取組3-3 3Rの促進

- ・リデュース（発生抑制）を促進するために、エコバックの利用促進、食べ残しをしない運動を促進します。
- ・リユース（再使用）を促進するため、陶磁製食器等の回収やリユース（再使用）を推進します。

- ・リサイクル（再生利用）を促進するため、P T A等が行う資源物回収の支援、各自治会を通して行う分別収集の活動費を補助し、支援継続を行います。
- ・資源化率の向上を図るため、もえるごみと埋め立てごみの有料化を継続します。

取組 3-4 3ない運動の促進

- ・もったいない、食べ残しをしない、レジ袋をもらわない運動を促進します。

施策 4 焼却となる事業系ごみの発生抑制

取組 4-1 情報提供・啓発

- ・食品廃棄物等の発生抑制・資源化を促し、食品小売業及び外食産業に分類される事業者に食品リサイクル法に基づく再生利用等実施率の目標数値等周知をします。

取組 4-2 資源物回収拠点の拡充

- ・集合住宅等に居住している市民が資源物を排出しやすい環境を拡充するため資源物の回収拠点の設置や増設について研究を進めます。

取組 4-3 生ごみ資源化の促進

- ・食品ロス削減に努め、大規模小売店及び小規模事業者から排出される生ごみを活用した堆肥化事業を促進します。
- ・市の補助金制度のP Rを推進します。
- ・生ごみ資源化に伴って製造された堆肥の域内有効活用を推進します。
- ・食べ残しの多い宴会での食品ロスを削減するため、乾杯後の30分間と最後の10分前は、自分の席について料理を頂くよう呼びかける「残さず食べよう！30・10（さんまる・いちまる）運動」の普及啓発に取り組みます。

取組 4-4 分別指導の実施

- ・事業者に対し、分別指導や適正な処理・処分を促します。
- ・集合住宅から出るごみの分別等の徹底を周知し、適正な処理・処分を促します。

施策 5 再使用・再生利用の促進

取組 5-1 市民による資源物回収の支援

- ・P T Aによる拠点回収や地域住民によりステーション回収された分別資源物には、活動費の補助を継続します。

取組 5-2 焼却灰の再生利用推進

- ・焼却灰を再生利用することにより、資源化率の向上と最終処分場の延命化を図ります。

【現状と課題】

平成 17 年 10 月から、ごみ処理手数料有料化に合わせ、埋め立てごみの破砕処理とプラスチック製容器包装の資源化処理を民間会社への委託方式により実現し、平成 18 年 4 月から焼却灰の埋め立て処分を含む一般廃棄物用管理型最終処分場が朝日村で稼動しております。

また、もえるごみの共同処理が、平成 24 年 4 月から塩尻市、松本市、朝日村及び山形村の 2 市 2 村によって構成される松塩地区広域施設組合により開始され、ごみ処理の効率化を図るとともに、焼却熱の利用率向上が図られました。

一方、廃棄物の処理を行う施設の更新・建設には、概ね 15 年にわたる準備、計画及び建設期間が必要となります。安全で安心な廃棄物の適正処理を推進するにあたり、長期的な展望が必要です。

施策 6 収集運搬処理体制の充実**取組 6-1 効率的な収集方法の検討**

- ・家庭ごみ収集区分の見直しを検討し、効率的な収集計画及び適正な収集運搬費の検討をします。

取組 6-2 高齢者等の対応の充実

- ・高齢者の方などへのきめ細やかな対応として、民間ごみ収集許可業者による戸別収集制度などを周知 PR し、利便性の充実に努めます。

【民間ごみ収集許可業者による戸別収集制度とは】

- ・「さわやかさん収集」とは
高齢者、障がい者、要介護者の方への有償ごみ収集サービスです。
- ・「粗大ごみクリーンサポート事業」とは
高齢者、障がい者、要介護者の方への有償粗大ごみ収集サービスです。

施策 7 連携処理体制の維持**取組 7-1 民間処理施設の活用継続**

- ・市外の民間業者において処理する場合は、法令に基づき関係市町村との協議を経て安全性の確認を行います。
- ・市内の民間業者による、効率性の高い廃棄物適正処理を継続します。

取組 7-2 広域共同ごみ処理事業の継続

- ・松塩地区広域施設組合構成市村との連携を図り、共同による広域ごみ処理事業を継続します。

施策 8 最終処分場の適正管理・確保の検討

取組 8-1 最終処分場の適正管理、今後の在り方の検討

- ・松塩地区広域施設組合、朝日村との連携を図り、最終処分場の安全安心な適正管理と、最終処分場の今後の在り方の検討を行います。

施策 9 災害時における廃棄物処理対応の確保

取組 9-1 災害時廃棄物処理対応の確保

- ・国の災害廃棄物対策指針に基づき策定した「塩尻市災害廃棄物処理計画」に基づき、松塩地区広域施設組合構成市町村及び本市関係部署と連携し、有事の災害に備え、また必要に応じ計画の見直しを行います。

【 災害時の初動対応 】

- ・被害情報の確認・提供（被害状況の確認・市民等への周知）
- ・ごみ収集運搬の手配（収集体制の検討・手配・市民等への周知）
- ・ごみ仮置場の開設（仮置場の確保・管理体制の構築・設置）
- ・廃棄物処理の継続

施策 10 廃棄物の不法投棄等の防止

取組 10-1 一般廃棄物の不法投棄等の防止対策

- ・不法投棄は犯罪であるという認識のもと、地域住民や警察との連携を強化します。
- ・「ポイ捨て禁止条例」による規制、効率的な監視体制を整備し、不法投棄の防止に努めます。
- ・「広報しおじり」などによる住民への周知を行います。

1.1 施設整備等に関するスケジュール（予定）

施設整備等に関するスケジュールは次のとおりです。

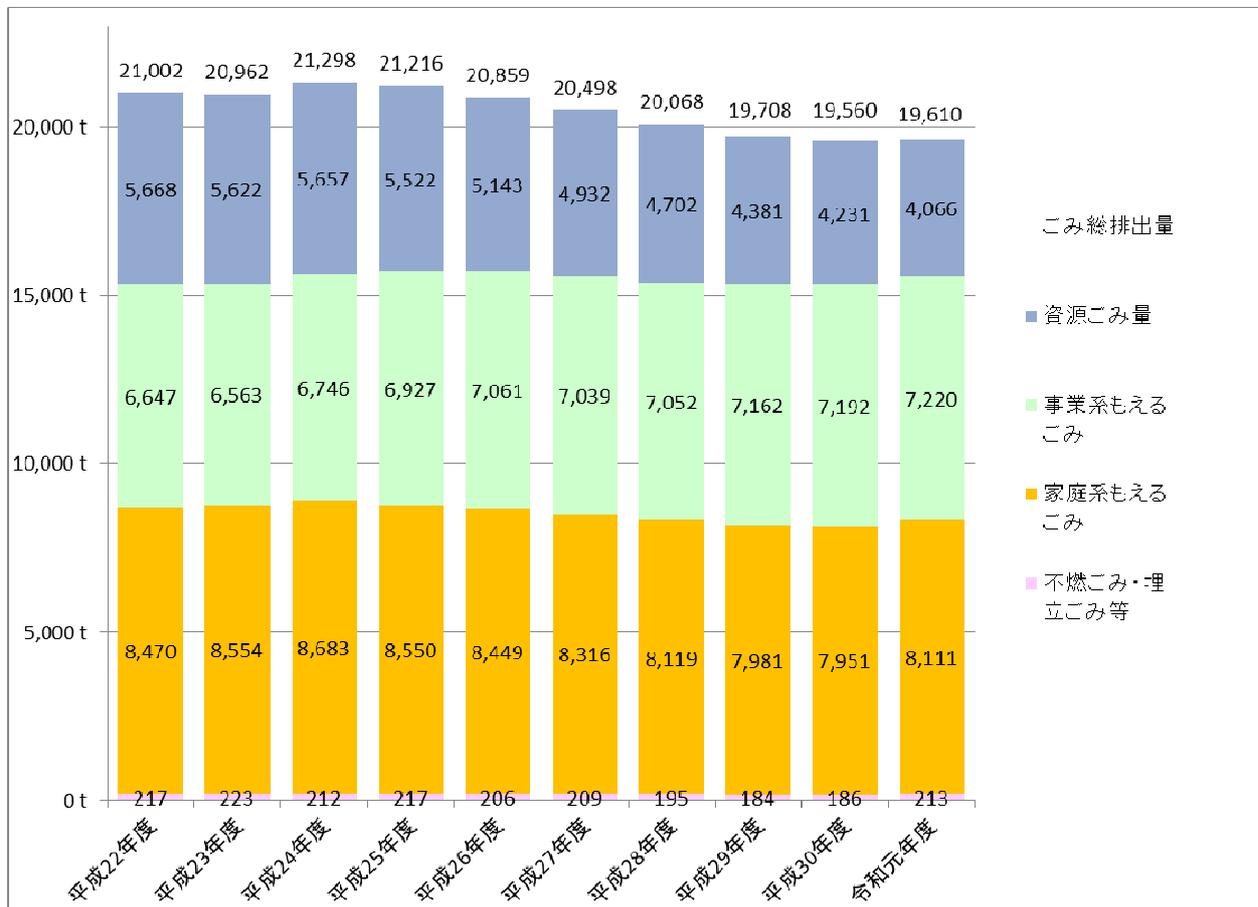
このスケジュールはあくまで予定であり、施設を管理、保有する松塩地区広域施設組合や、民間業者との調整により、変更されることがあります。

区 分	年 度																		
	第 1 期				第 2 期			第 3 期			新基本計画 →								
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	~	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
中継施設	解体仕様書作成・地元調整	→																	
	廃止焼却施設解体撤去		→																
	中継施設(サテライトセンター)実施設計・地元調整		→																
	サテライトセンター建設			→															
焼却施設	塩尻クリーンCの維持運営	→																	
	松本クリーンCの維持運営	→																	
最終処分場	次期焼却施設の建設検討(想定)							●	→										
	焼却灰の再資源化	→																	
民間委託施設	新最終処分場の維持管理	→																	
	最終処分手法検討・最終処分場建設の検討(想定)							●	→										
民間委託施設	うめたてごみ資源化破碎施設																		
	プラスチック製容器包装圧縮梱包施設																		
	上記施設の老朽度把握と継続契約の検討							●	→										

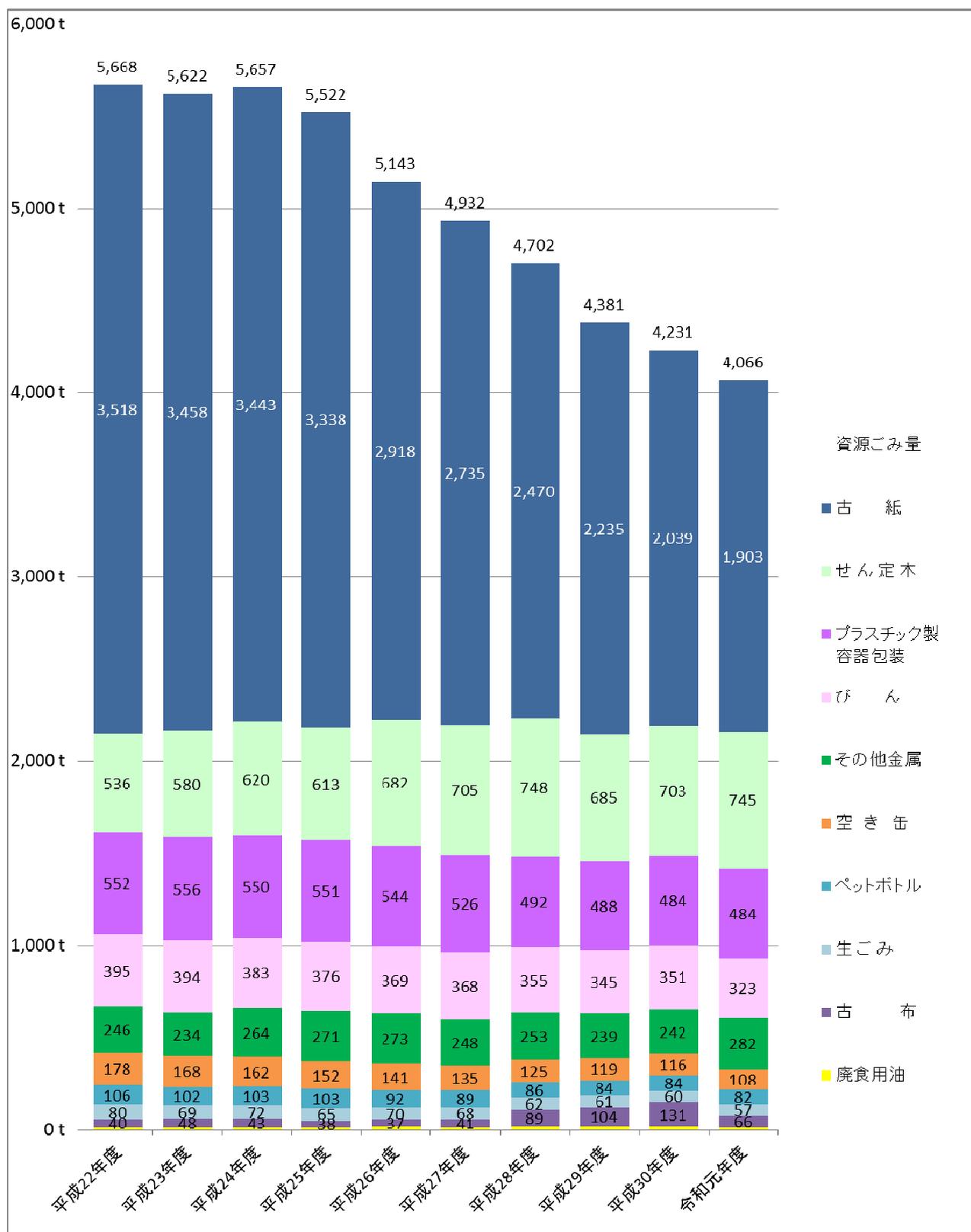
図表 1.1 各施設に関するスケジュール表

資料

● ごみ排出量の10年間の推移



● 資源ごみ量の10年間の推移



● 沿革（平成13年度以降）

- 平成13年度 ごみの分別品目を変更（5種17分別 → 5種25分別）
- 平成15年度 ごみ袋の「指定袋制度」導入
最終処分場建設（朝日村 2003年度～2005年度）
- 平成16年度 民間事業者によるプラ資源化用破碎施設整備（2004年度～2005年度）
- 平成17年度 ごみ処理有料化
紙製容器等雑紙、プラ製容器包装の資源化
- 平成18年度 最終処分場供用開始
- 平成19年度 学校・保育園給食生ごみの堆肥資源化
- 平成21年度 小型家電製品・化粧品びんの資源化
- 平成23年度 事業系ごみ分別表の作成・配布
- 平成24年度 もえるごみの広域共同処理
- 平成26年度 焼却灰の資源リサイクル化
旧最終処分場(朝日村)廃止及び有効活用(太陽光発電事業に貸付)
- 平成28年度 量販店の生ごみ資源化補助
- 平成29年度 塩尻クリーンセンター大規模改修（中継施設の新設）
- 平成30年度 「30・10運動」コースターの配布、ポスター・チラシ作成
（平成30年度・令和元年度）
- 令和元年度 「塩尻市災害廃棄物処理計画」策定

第二次塩尻市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
第3期（令和3年度～令和5年度）

発行年月 令和3年3月

編集・発行 塩尻市

〒399-0786

長野県塩尻市大門七番町3-3

市民生活事業部生活環境課

電話（0263）52-0679